

## 千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金 事業計画書

## 1 事業実施者等に関する事項

事業者等の概要	名称			法人番号			
	代表者	役職名			氏名		
	主たる事務所の所在地	〒					
	業種 (産業分類：中分類)						
	資本金又は出資金の額			円	常時使用する従業員数		
						人	
補助対象事業所	事業所等名称						
	事業所等所在地	〒					
申請に係る責任者	所属名			職名			
	氏名			電話			
申請に係る担当者	所属名			職名			
	氏名			電話			
	メール			FAX			
	連絡先住所 (郵送先)	〒					
千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）制度の事業認定申請の有無（予定含む）			申請（予定）ありの場合、添付書類を融資の事業認定の審査に必要な範囲で利用することの同意の有無				
国補助金等への申請の有無（予定含む）			補助の名称及び申請額				
						円	

※添付書類の事業認定審査への利用に同意した場合、事業認定申請の一部の提出書類の省略が可能になります。

※国補助金等へ申請している場合は、国等へ提出した交付申請書一式の写しを提出ください。

既に交付決定を受けている場合は申請書一式に加え、交付決定通知の写しも添付ください。

## 2 事業内容に関する事項

事業期間	令和		年		月	～	令和		年		月
------	----	--	---	--	---	---	----	--	---	--	---

### 【導入設備等】

No.	導入設備等 事業概要	導入前	導入後
1			
2			
3			
4			
5			

※設備等を導入する場合は、容量や型番、型式等、特定できる情報を記入ください。

※同一機器を複数台買い替える場合などは数量も記入してください。

※設備導入以外の事業を実施する場合は、工事内容等について詳細に記入ください。

## 3 導入設備の法定耐用年数

No.	対象設備	設備の種類	細目	法定耐用年数 (処分制限期間)
1				
2				
3				
4				
5				

※「設備の種類」、「細目」及び「法定耐用年数」は、それぞれ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表で定める「種類」等、「細目」及び「耐用年数」欄の記載を参照して記入ください。

4 事業費内訳に関する事項

(単位 円)

区 分	設備費			工事費	合計
	単価	数量	計		
補助 対象 経 費			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
	小 計			0	0
補 助 対 象 外 経 費			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
	小 計			0	0
総計 (税抜き額)	見積書の合計額 (税抜き額) と一致すること。				0
消費税及び地方消費税額					0
総事業費	見積書の合計額 (税込額) と一致すること。				0

## 5 役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

年 月 日

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、認証を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
- ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件認証の申請に関する権限又は認証事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。